

電力先物に係る年度物取引の追加に伴う業務規程等の一部改正について

2025年3月3日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、当社のエネルギー市場の電力先物について年度物取引を追加することとします。

これに伴い、業務規程等の一部改正を行い、2025年5月26日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

II. 改正概要

1. 電力先物への年度物取引の追加について

(1) 取引の対象等

- ・エネルギー市場の電力の現金決済先物取引の対象に、年度物取引を加えます。
- ・取引の種類は現金決済先物取引とします。
- ・取引の対象は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）において取引される4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」といいます。）における東エリア及び西エリアのベースロード電力及び日中ロード電力とします。

(2) カスケーディング

- ・年度ベースロード電力又は年度日中ロード電力の取引対象となる年度（以下「取引対象年度」といいます。）が開始する前の取引最終日が属する計算区域までに転売又は買戻しによる決済が行われなかった場合、当該取引最終日の日中取引終了以降に、取引対象年度と同一の期間を対象とする月間物取引（JEPXにおけるスポット取引の月間平均価格を対象とする取引をいいます。以下同じ。）の12限月の建玉として取り扱う「カスケーディング」を行います。
- ・この際、カスケーディングされた建玉は、従来の月間物取引の建玉に合算します。

(3) 先物取引の期限等

(備考)

- ・業務規程第14条等

- ・業務規程第14条の2

- ・取引の期限は、原則として新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とします。
 - ・新甫発会日は、カスケーディング前の取引最終日が属する年度の翌年度の4月1日（休業日にあたる場合は順次繰り下げる。）とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。
 - ・取引最終日は、カスケーディング前までは、当月限の取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日、カスケーディング後は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る各限月の取引最終日とします。なお、取引最終日の取引は日中立会をもって終了します。
 - ・最終決済日は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る各限月の最終決済日（当該限月が属する月の翌月第1営業日）とします。
- （4）取引単位、呼値及び呼値の単位
- ・取引単位について、年度ベースロード電力は、年度における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）、年度日中ロード電力は、年度における平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。
 - ・呼値は、1キロワット時（1kWh）とします。
 - ・呼値の単位は、1銭とします。
- （5）最終決済価格
- ・最終決済価格は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る最終決済価格とします。
- （6）定率参加料
- ・電力先物の年度物取引の売買約定に係る定率参加料は売又は買1枚につき年度ベースロード電力は1,752円、年度日中ロード電力は588円とします。
- （7）建玉制限等
- ・電力先物の年度物取引については、建玉制限を設けます。
例：委託者及び海外顧客の建玉数量の制限
各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）

- ・業務規程第17条
- ・業務規程第16条
- ・業務規程第15条
- ・業務規程第75条
- ・業務規程第18条
- ・エネルギー最終決済価格決定細則第4条等
- ・取引参加料等に関する細則第3条
- ・エネルギー市場管理細則第2条及び第3条

- ・東エリア・年度ベースロード電力 5,000 枚
- ・東エリア・年度日中ロード電力 7,000 枚
- ・委託者等の計算による 1 限月の建玉が 1 枚を超える場合は当社への報告を求めることとします。

・エネルギー市場
管理細則第 7 条

(8) 即時約定可能値幅等

- ・即時約定可能値幅の基準となる値段は、各限月の取引において、同一計算区域における直近の約定値段（直近の約定値段がない場合は前計算区域の帳入値段。ただし、新甫発会限月にあつては、当社がその都度定める取引開始日における基準値段）を採用します。
- ・即時約定可能値幅は、寄付板合わせは 6.00 円、ザラバ取引は 5.00 円、引板合わせは 6.00 円とします。

・システム売買実
施細則別表 3
(第 12 条関係)

(9) サーキットブレーカー幅等

- ・サーキットブレーカー幅を設定するための基準値段は、前計算区域の帳入値段（新甫発会限月にあつては、当社がその都度定める取引開始日における基準値段）とします。
- ・サーキットブレーカー幅は 8.00 円とします。

・システム売買実
施細則別表 4
(第 14 条関係)

2. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

- ・2025 年 5 月 26 日から施行します。
- ・ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でない場合には、当該日から 3 月以内の日で、当社が別に定める日から施行します。

以 上